

みんなで防ごう 高齢者虐待

高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、高齢者的心身に深い傷を負わせ、人権を侵害し、尊厳を奪う行為のこととをいいます。

○身体的虐待

たたく、殴る、蹴る、ベッドに縛り付けて身体の自由を奪う など

○心理的虐待

怒鳴る・罵るなどの言葉の暴力、無視する など

○介護・世話の放棄・放任

食事や入浴・排泄などの世話をしない、必要な介護サービスや治療を受けさせない など

○経済的虐待

年金や預貯金を勝手に使う、正当な理由なく金銭の使用を制限する など

○性的虐待

嫌がる性行為を強要する、罰として裸にする など

介護疲れによるストレスなどの原因から身近な方が虐待をしてしまう、また、身体的・精神的障害の方、とりわけ認知症の高齢者が虐待の被害にあう危険性があります。

高齢者や介護者が孤立しないように、介護者が疲れやストレスを感じているようであれば、優しく声かけを行うなど、地域での見守りが高齢者虐待の防止につながります。

地域包括支援センターは、高齢者虐待に関する相談窓口です！

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を冒す重大な問題です。同時に、介護をしている人にとっても大変辛い問題で、介護をしている人自身が支援を必要としていることもあります。みなさんの周りで大変そうに見える方がいれば、地域包括支援センターまたは市役所健康推進課までご連絡ください。

相談窓口・お問い合わせ

地域包括支援センター 83-0233

健康推進課 社会長寿係 82-1120